

# 農業者年金に加入しませんか？

農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができ

きます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

税の特例が用意されています

・支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

・保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

・将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が110万円までは非課税となります。

認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

■問い合わせ  
・周防大島町農業委員会（農林課）  
☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）  
☎03（3502）3942  
<https://www.nounen.go.jp/>

・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所

山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所

山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所



## 山口県立大学 令和4年度前期公開授業 受講生募集

山口県立大学では、大学生が受けている授業科目の一部を、広く地域の皆さんにも公開しています。学生と一緒に受講してみませんか。

授業科目	講師	開講期間	申込期限
アジア外交史	国際文化学部 教授 井竿富雄	4月上旬～7月上旬頃 (全15回)	3月28日(月) 午後5時必着
中国文学	国際文化学部 教授 川口喜治		
生命と生活の質特論 (大学院)	健康福祉学研究所 教授 吉村耕一 他	5月上旬～7月中旬頃 (全15回) ※4日間集中講義	4月14日(木) 午後5時必着

■受講料 各科目5,000円（各授業の第1回目、受付時にお支払いください）

■申込方法 ウェブサイト申込フォーム、郵送またはファックス

※応募多数の場合、期間内でも募集を締め切ることがあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、変更や中止の場合があります。

※詳細はウェブサイトをご確認いただくかお問い合わせください。

■問い合わせ 山口県立大学 地域共生センター ☎083（928）5622



ウェブサイトへ